

議案第30号

公の施設の指定管理者の指定（とっとりバイオフィロ ンティア）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 とっとりバイオフィロ
ンティア
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市若葉台南七丁目5番1号

公益財団法人鳥取県産業振興機構

代表理事理事長 中 山 孝 一
- 3 指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 理 由 とっとりバイオフィロ
ンティアの管理業務を効果的かつ効率的に行
うため、公益財団法人鳥取県産業振興機構を指定管理者として指定
しようとするものである。